

## 開発行為に基づく下水道整備基準

### 1 下水道法の事業認可区域内

- (1) 下水道本管工事の際に田、畑、空き地等で現在までに公共汚水柵を設置していない土地については、公共汚水柵が必要となった時点において町で設置するものとする。ただし、開発申請の1年前までに事前に上下水道係へ協議したものに限る。
- (2) 既に公共汚水柵を設置した土地を自己都合により再開発する場合に、その土地の開発面積が3,000㎡以上の場合には町で再度設置(下水道本管も含む)するが、開発申請の1年前までに事前に上下水道係へ協議したものに限るものとし、開発面積が3,000㎡未満の場合は事業者負担とする。

### 2 下水道法の事業認可区域外

- (1) 町の総合計画及び3箇年進行管理計画に基づく計画的な土地開発関係については、町で下水道を整備していく。
- (2) 上記(1)以外の開発地については、下水道の供用開始エリアに近接する場合は区画幹線街路9m以上の路線については町で下水道(公共汚水柵含)を整備し、それ以外については開発者負担とする。

ただし、開発申請の1年前までに事前に上下水道係と協議したものに限る。